

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

JUNE 29TH 2016

■ TOPICS

- 香港におけるコーポレートトレジャリーセンター向けの優遇税制

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 国務院常務会議 民間投資の新たな促進方針を発表

【産 業】

- 5月の70大中都市住宅価格 前月比では一服感 前年比では上昇傾向

【金融・為替】

- 「中国人民銀行年報 2015」 今後の金融政策と金融改革の方針

■ RMB REVIEW

- 引き続き下値リスクを警戒

本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

TOPICS

香港におけるコーポレートレジラリーセンター向けの優遇税制

香港政府は 2016 年 6 月 3 日、コーポレートレジラリーセンター（以下、「CTC」）向けの優遇税制を含む「2016 年税務改正（第 2 号）条例」（以下、「改正条例」）を官報で告示し、発効することを発表した。本稿では、可決された改正条例の概要を紹介したい。

1. 背景

香港は、自由な外貨管理、世界最大のオフショア人民元センター、簡素かつ低廉な税制、完備された法制度、豊富な専門人材等を有し、CTC の設置を検討している多国籍企業にとって最適地の一つとなっている。その一方、香港と同様にアジアにおける CTC の設置先として名前が挙がるシンガポールと比較して、CTC の誘致に向けた政府の積極的な関与や CTC に対する税務特典が無いことが誘致に不利に働いていた。

また、香港でグループファイナンス業務を行う企業に対しては、香港外のグループ会社に対する貸付の受取利息が課税対象にされる一方、香港外の非金融機関からの借入に対する支払利息は損金算入できないままで、税務上の取扱いにミスマッチが生じることが大きな問題となっていた。

こうした状況を是正し多国籍企業の CTC を香港に誘致することを目的に、CTC 向けの優遇税制導入が 2015 年/16 年度予算案において発表され、2015 年 12 月以降審議が行われてきた。

今回の「改正条例」の発効により、多国籍企業による香港での CTC の設置が進むものとみられる。また、CTC の設立によって、香港が強みとする財務管理、リスクマネジメント、税務、会計、法律顧問等の専門人材に対する需要が拡大することが期待される。

2. 主な内容

(1) 適格 CTC の適正な利益に対する優遇税制

優遇税制の内容は、適格 CTC に対して、適格コーポレートレジラリー活動（香港域外の関連会社に対する、グループファイナンス、コーポレートレジラリーサービス及びコーポレートレジラリー取引）から生じた利益に対する企業所得税率を現行の 16.5% から 8.25% に半減するもの。2016 年 4 月 1 日（4 月 1 日含）より発生した利益が適用される。

CTC 向けの優遇税制を享受するには、事前申請は必要なく、該当年度における企業所得税の申告の際、書面により優遇税率を選択することが可能である。また、ある年度で事業要件を満たさなくなった場合、当該年度及び翌年度において優遇税率が適用されないことになる。

詳細は下記【表1】をご参照。

【表1】 企業所得税優遇の条件

対象企業 (資格要件)	対象企業の中央管理とコントロールが香港で行われていること <ul style="list-style-type: none"> ▪ 適正な利益を生み出す活動が、対象企業によって香港で行われているか、あるいは対象企業のアレンジによって香港で実行されていること
対象企業 (事業要件)	以下のいずれかの条件(主なもの)に該当する企業(除く金融機関) <ol style="list-style-type: none"> ① 香港において1つ以上のコーポレートレジャーリー活動のみを行う企業 ② 以下の i) 又は ii) のセーフハーバールールをいずれかを満たす企業 <ol style="list-style-type: none"> i) 単年度セーフハーバールール <ul style="list-style-type: none"> ・財務統括会社の全利益に占めるコーポレートレジャーリー活動に基づく利益の割合が75%以上 ・財務統括会社の総資産に占めるコーポレートレジャーリー活動に係る資産の割合が75%以上 ii) 複数年度セーフハーバールール <ul style="list-style-type: none"> ・直近3年間(事業期間が3年未満の場合は2年間)の財務統括会社の全利益に占めるコーポレートレジャーリー活動に基づく利益の割合の平均値が75%以上 ・直近3年間(事業期間が3年未満の場合は2年間)の財務統括会社の総資産に占めるコーポレートレジャーリー活動に係る資産の割合の平均値が75%以上 ③ 内国歳入庁長官の決定を受けた企業
適格コーポレート レジャーリー活動	<ol style="list-style-type: none"> ① 香港外のグループ会社に対する貸付業務 ② 香港外のグループ会社に対するコーポレートレジャーリーサービス* ③ 香港外のグループ会社の事業に関して、財務統括会社が自己勘定で行うコーポレートレジャーリー取引*
適用対象範囲	2016年4月1日以降に受領又は発生した利益に対して適用

注:* 「コーポレートレジャーリーサービス」及び「コーポレートレジャーリー取引」の内容は、文末の付表をご参照。

(2) グループファイナンス業務における支払利息に対する損金算入規定

「改正条例」では、香港でグループファイナンス業務を行う企業が、一定の条件を満たす支払利息については損金算入が可能となった。但し、当該借入に関して域外のグループ会社が受け取る利息が参照税率(8.25%又は16.5%)より高い税率で香港外において課税されていない場合等は、損金算入の対象とならないので留意が必要。

なお、支払利息損金算入は2016年4月1日(4月1日含)より適用される。香港でグループ内資金調達事業を行う全ての会社に適用されることで、適格CTCに限定されるものではない。

詳細は下記【表 2】をご参照。

【表 2】 香港におけるグループファイナンス会社の域外グループ企業との貸付・借入に係る税務上の取扱い

対象	香港でグループファイナンス業務を行っている企業(適格 CTC に限定されない)
受取利息	益金算入 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 香港で実行された貸付に対する利息(香港域外で利用されるものも含む)
支払利息	損金算入(今回の変更点) (条件) <ul style="list-style-type: none"> ▪ 通常のグループファイナンスの方法に基づく香港域外の関連会社からの借入であること ▪ 域外の貸付人は受取利息に対して参照税率(8.25% or 16.5%)以上の税率で香港域外で課税されていること ▪ 域外の貸付人の受取利息の使用や享受に関する権利は、他社へ利息を移転することに対する契約及び法律上の義務による制限を受けないこと(但し、貸付人と借入人以外の他者の間でアームズレングスルールに基づく取引の結果生じた義務でない場合)

3. まとめ

多国籍企業は、香港においてコーポレートトレジャリー活動のみを行う場合が少なく、株式保有や貿易仲介や販売・マーケティングなど幅広い業務を展開している。CTC 対象企業の条件の1つであるセーフハーバー規則の適用に対し格段に関心が高いと見られる。今後、実務上の運用指針にあたり、香港内国歳入庁(IRD)は解釈とセーフハーバー規則に係る利益と資産の分類項目を含むガイダンス(DIPN: Departmental Interpretation and Practice Notes)を発表する予定。

CTC 制度の整備を担当する政府部署は、企業の関心が集まるいくつかの点に対する見解を示した。例えば、香港でラインボイス業務を展開する場合、貿易取引から生じる利益(マージン)はコーポレートトレジャリー活動とはみなされないが、為替リスクや金利リスクに関するアドバイスを提供するサービスフィーの形で得る利益はコーポレートトレジャリー活動とみなされる方向である。また、香港の持株会社の適格 CTC の判定については、香港外子会社からの受取配当金をコーポレートトレジャリー活動に係る利益と看做さない一方、算定式の分母には含める意向を IRD は持っている模様である。

こうしたことから、近い将来 IRD が公表するガイダンスに注目する必要があるが、適格 CTC に該当するためには、コーポレートトレジャリー活動をほぼ専門的に行う組織になっている必要があるようだ。そのため、企業は CTC 優遇措置の適用によるメリット(税制優遇)とコスト(専門組織の設置・維持)を比較検討し、香港における財務統括や事業統括の体制を設計していくことが必要となろう。

【付表】「コーポレートレジヤリー サービス」及び「コーポレートレジヤリー取引」の内容

コーポレートレジヤリー サービス	コーポレートレジヤリー取引
<p>香港外の関連会社に対する以下のサービス</p> <p>① 関連会社の現金収支の予測やプーリングを含む現金や流動性の管理及び関連アドバイスの提供</p> <p>② 関係会社のベンダーやサプライヤーへの支払</p> <p>③ 関係会社と金融機関とのリレーションシップの管理</p> <p>④ 関係会社が行う負債や資本による資金調達の支援業務・関係会社に対する資本予算を含むコーポレートファイナンスアドバイザーサービスの提供</p> <p>⑤ 関係会社の投資管理に対するアドバイス</p> <p>⑥ 関係会社が発行する債券や資本性金融商品に関する投資家向けのIR管理</p> <p>⑦ 関連会社に対して又は関連会社の代わりに行う保証、履行保証、スタンドバイL/C又はその他信用リスク商品の提供、及び関連会社に対して又は関連会社の代わりに行う送金に関するサービスの提供</p> <p>⑧ 金利リスク、為替リスク、流動性リスク、信用リスク、コモディティリスク及びその他財務リスクに関するアドバイス又はサービスの提供</p> <p>⑨ 関連会社のM&Aの支援</p> <p>⑩ 会計基準、内部財務方針、財務管理に関する規制上の要件について、関連会社のコンプライアンスに関するアドバイス又はサービスの提供</p> <p>⑪ 関係会社の財務管理システムのオペレーションに関するアドバイス又はサービスの提供</p> <p>⑫ 上記活動に関する関連会社のための経済・投資調査及び分析を含む事業計画立案及び調整</p>	<p>香港外の関連会社の事業に関して、財務統括会社が自己勘定で行う以下の取引</p> <p>① 関係会社の借入金に対する保証、履行保証、スタンドバイL/C又はその他信用リスク商品の提供に関する取引</p> <p>② 財務統括会社又は関連会社の現金及び流動性マネジメントのために、以下の金融商品に対して財務統括会社又は関連会社の資金を投資する取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 預金 ▪ 預金証書 ▪ 債券 ▪ 手形 ▪ 無担保社債 ▪ 公社債投資信託 ▪ その他金融商品 <p>③ 関係会社の金利リスク、為替リスク、流動性リスク、信用リスク、コモディティリスク、及びその他財務リスクのヘッジ目的で行う以下の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 差金決済取引 ▪ 外国為替取引 ▪ 為替予約取引・先物取引 ▪ スワップ取引 ▪ オプション取引 <p>④ ファクタリング又はフォーフェイティング取引</p>

以上

香港支店 業務開発室
何 佩潔 HE PEIJIE, PEGGY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆国務院常務会議 民間投資の新たな促進方針を発表

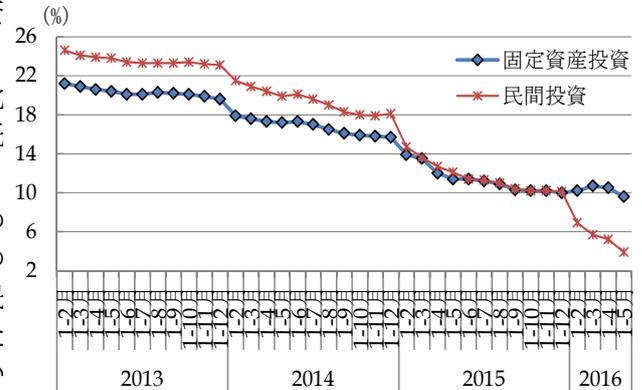
6月22日開催の国務院常務会議で、李克強首相は民間投資促進策の実施状況調査の結果報告を踏まえ、民間投資の新たな促進方針を発表した。

国務院は今年に入ってから民間投資の伸びが大幅に鈍化していることを受け、先般、国内の第三者評価機関に委託して各地の民間投資促進策の実施状況調査を行った。

調査報告では、行政改革等の政府の取組みが民間企業の新規起業を促したと評価する一方、一部法規の実行性の欠如や、市場参入・資源配分・行政サービス等について民間企業と国有企業とが平等に扱われていないこと、民間企業の資金調達難・資金調達コスト高・行政費用負担が重いこと、一部地方政府の不作為・恣意的な対応等を民間投資の阻害要因として指摘した。

今後の民間投資の促進方針について、平等な投資環境作り、行政手続きの更なる簡素化、関連法規の整備、市場参入ネガティブリスト制度の早期確立、民間用空港、通信、石油・ガス探査等分野のさらなる開放、インフラ・公共事業等における参入障壁の撤廃、医療、介護、教育等における公平な競争の促進、中小・零細企業向け融資の改善、政府の不作為等に対する責任追及体制の確立等を具体的に挙げた。

＜固定資産投資・民間投資の前年比伸び率の推移＞



【産業】

◆5月の70大中都市住宅価格 前月比では一服感 前年比では上昇傾向

国家統計局は18日、5月の70大中都市の住宅価格指数を発表した。

新築商品住宅価格について、前月比上昇した都市数は前月より5都市減少して60都市、前月比下落した都市数は前月より1都市減少して4都市となった。

具体的には、廈門市が前月比+5.5%、合肥市(安徽省)が同+5.1%、南京市が同+4.1%と上昇幅が大きく、牡丹江市(黒龍江省)が同▲0.5%、錦州市(遼寧省)が同▲0.4%、常德市(湖南省)が▲0.2%と下落幅が大きかった。

一方、対前年同月比では、価格が上昇した都市数は前月から4都市増加して50都市、下落した都市数は前月から5都市減少して18都市となった。

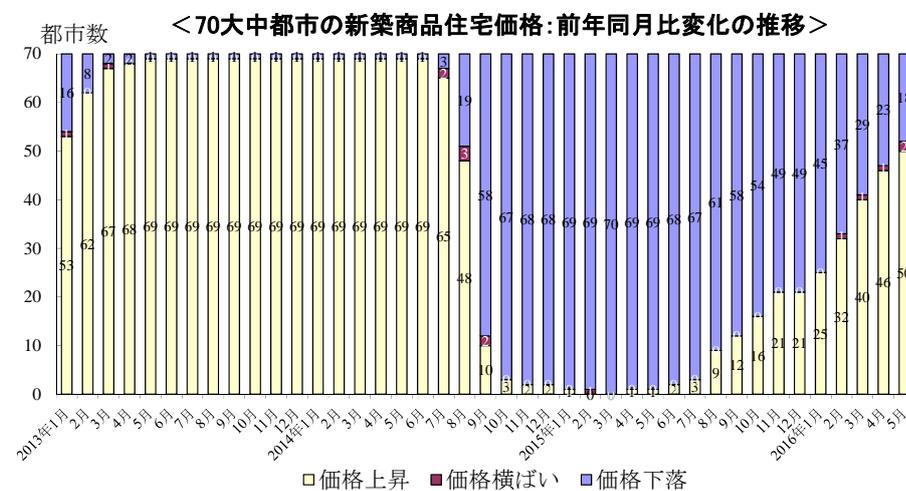
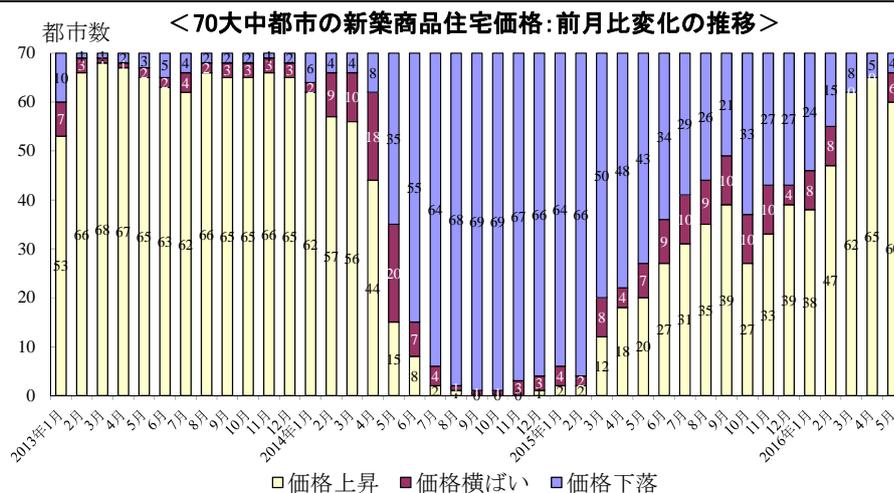
具体的には、深圳市が前年同月比+54.0%、上海市が同+33.8%、廈門市が同+28.3%と上昇幅が大きく、錦州市が同▲3.2%、丹東市(遼寧省)が同▲2.5%、牡丹江市が同▲2.0%となった。

同局は、住宅価格について、前月比では総じて上昇の勢いが鈍化し、一線都市^(注)の平均上昇幅は前月より0.8ポイント縮小、二線・三線都市^(注)の平均上昇幅は前月より0.2ポイント縮小したと指摘。一方、前年同月比では総じて上昇傾向にあり、一線都市の平均上昇幅は前月より縮小したものの、二線・三線都市の平均上昇幅は前月に続き拡大したと指摘した。

(注)一線都市:北京、上海、広州、深圳の4都市

二線都市:省都、副省都都市を含めた31都市

三線都市:70都市から上記一線・二線都市を除いた35都市



【金融・為替】

◆「中国人民銀行年報 2015」 今後の金融政策と金融改革の方針

中国人民銀行は 21 日、「中国人民銀行年報 2015」を発表した。

今後の金融政策について、引き続き穏健な金融政策を実施し、適度に緩急を維持し、適時に事前調整・微調整を行い、供給側構造改革に資する中立的・適切な金融環境を作り上げるとした。

また、本年 10 月に人民元が IMF 特別引出権 (SDR) の構成通貨に採用されること^(注 1)に伴い、今後、人民元の資本取引の自由化をさらに前進させることを強調した。具体的には、①域内外の個人投資の利便性の向上 (域内適格個人投資家制度 (QDII2) の試行促進等)、②資本市場の域外との双方向の開放促進 (域外の優良企業による域内株式発行の許可、「中国預託証券 (CDR)」^(注 2) 発行の解禁等)、③関連規則・制度の整備 (国際金融市場に対応した会計基準・監督管理ルールの制定等)、④クロスボーダー資金移動に対する全範囲で多層的な管理の枠組みの確立 (人民元・外貨口座管理の一元化、クロスボーダー資金移動に対するモニタリングの強化、リスクの早期警戒・防止体制の改善等) を挙げた。

なお、中国人民銀行は 24 日、英国の EU 離脱国民投票の結果を受け、ホームページ上で、今後、金融市場の動向を注視していくが、既に緊急時の対応準備は出来ているとした上で、「穏健な金融政策の継続」、「合理的で充足した流動性の維持」、「人民元相場の合理的な均衡水準での安定維持」の方針を改めて示した。

(注 1) 詳細は本誌 2015 年 12 月 2 日号の「DIGEST/IMF SDR 構成通貨に人民元採用を決定」をご参照。

<http://www.bk.mufg.jp/report/inschiweek/415120201.pdf>

(注 2) 「中国預託証券 (China Depository Receipts)」: 海外企業が本国で発行した株式を中国国内で預託を受けて発行する代替証券で、現在は発行が認められていない。当該預託証券を中国本土で上場することにより、外国企業が間接的に中国本土で上場を果たすことが可能になる。

RMB REVIEW

◆引き続き下値リスクを警戒

今週(6/20～)の人民元相場は、米利上げ観測の後退を背景に、一時上昇するも、EU 離脱(BREXIT)が過半数を占めた英国の国民投票を受けて急反落。オンショア人民元は週間高値 6.56 台後半から、2011 年 1 月以来となる安値 6.6285、オフショア人民元は、6.58 絡みから本年 1 月以来となる安値 6.6520 まで急落した。対円相場も同様に、16 円台後半から、15 円絡みへ急落している。

当方では予てより、今年の 3 大リスクを、①英国の EU 離脱懸念、②中国の為替政策変更、③米国の大統領選と据えてきた。今週はその内、上記①が実現した。次に警戒すべきは、上記②と想定する。中国では年初以降、国内から国外への資本流出が加速した為、政府及び当局は、口頭指導を通じた資本規制を強化。為替相場の安定化と引き換えに、人民元改革を後退させてきた。しかし、SDR(IMF の特別引き出し権)への組み入れ開始を 10 月に控える中で、今後は、IMF 加盟国より、人民元のハードカレンシー化を求める声が強まりそうだ。事実、国家外為管理局は 4/21、「資本市場における人民元の交換性を推進する」「オンショアとオフショアの人民元レートの本一化を目指す」と発表。6/6～6/7 に開催された米中戦略・経済対話でも「市場原理に基づいた人民元相場の実現に向けて改革を続ける」と発言した。加えて、今週は、中国人民銀行からも「オフショア人民元市場への商業銀行の参入について検討」と、人民元改革に前向きな姿勢が報じられた。こうした動きは、将来的な資本規制の緩和や、人民元の変動幅拡大など、通貨政策変更に伴う元安を想起させる。BREXITに伴うリスク回避の動きも重なる中、人民元の下値不安が一段と高まっている。通貨オプション市場では、リスクリバーサルが急拡大(ドルコール人民元プットオーバーの拡大)。市場が、テールリスクの顕在化(人民元的大幅下落)を警戒し始めた証左といえよう。来週も安値圏での神経質な値動きを想定。対ドル、対円共に下落リスクを警戒する。

(6月24日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2016.06.20	6.5793	6.5774~ 6.5827	6.5792	-0.0118	6.2949	-0.0273	0.84781	-0.0013	7.4570	0.0380	2.2900	3023.61	3.76
2016.06.21	6.5763	6.5735~ 6.5840	6.5799	0.0007	6.3021	0.0072	0.84816	0.0004	7.4602	0.0032	2.3000	3013.43	-10.18
2016.06.22	6.5899	6.5783~ 6.5936	6.5807	0.0008	6.3021	0.0000	0.84827	0.0001	7.4183	-0.0419	2.3000	3041.60	28.17
2016.06.23	6.5747	6.5685~ 6.5833	6.5778	-0.0029	6.2789	-0.0232	0.84806	-0.0002	7.4800	0.0617	2.3800	3027.18	-14.42
2016.06.24	6.5878	6.5864~ 6.6285	6.6148	0.0370	6.4240	0.1451	0.85227	0.0042	7.3534	-0.1266	2.4044	2986.89	-40.29

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

～アンケート実施中～

(回答時間:10秒。回答期限:2016年7月29日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=M6AnfD>